

## 議会運営委員会記録

令和3年11月25日

(開会 午前9時58分)

委員長 : ただいまの出席委員は5名です。

定足数に達しておりますので、これより議会運営委員会を開会します。  
千葉大作委員が欠席のため、佐藤敬一郎議員が代理出席しております。  
本日の会議には、当局より総務部長の出席を求めました。  
録画、録音、写真撮影を許可していますので、御了承願います。  
本日の案件は、第89回11月臨時会議についてです。  
最初に、1の付議事件について事務局から説明願います。  
佐々木事務局長。

事務局長 : 1の付議事件について御説明をいたします。

(1)の市長提案は5件です。

内訳は、専決処分の報告が1件、条例の一部改正が3件、補正予算が1件です。  
2ページに議案件名表を添付しております。  
詳細につきましては、この後、総務部長から説明いただきます。

(2)の議員提案は1件です。

委員会発議が1件で、件名、提出者につきましては記載のとおりで、内容につきましては、4ページ、5ページに添付しております。  
付議事件につきましては以上です。

委員長 : 次に、市長提案議案について、総務部長から説明願います。

鈴木総務部長。

総務部長 : 私から市長提案の議案の概要を申し上げます。

まず、件名表をごらん願います。

報告第22号、道路の管理に係る和解及び損害賠償に関する専決処分の報告についてにつきましては、損害を与えた相手方との和解及び賠償すべき額について、専決処分をいたしましたので、報告するものであります。

議案第118号、一関市一般職の職員の給与に関する条例及び一関市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてにつきましては、岩手県人事委員会が勧告しました岩手県職員の給与改定に準じて、一般職の職員及

び会計年度任用職員の期末手当の支給割合を改定しようとするものであります。

なお、この期末手当につきましては、一般職のものにつきましては、本年 12 月支給の期末手当の基準日であります 12 月 1 日前に条例改正をする必要があることなどから、今回臨時会議をお願いしたところであります。

簡単に概要を説明いたしますが、岩手県では、一般職の職員につきましては令和 3 年 12 月 1 日施行で、本年 12 月の期末手当から、会計年度任用職員につきましては令和 4 年 4 月 1 日施行で、来年 6 月の期末手当から改定しようとするものであります。当市はこれに準拠しようとするものであります。

なお、国におきましては本年 12 月の期末手当からとはせず、来年 6 月の期末手当からとするものであります。本年 12 月引き下げ相当分を、来年 6 月分で調整するとしているところであります。

県内の市町村では、給与を岩手県に準拠している市町村の多くが、岩手県と同じく、本年 12 月の期末手当から改定するものとの情報を得ているところであります。

次に、議案第 119 号、一関市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてにつきましては、市長、副市長、教育長の期末手当の支給割合を改定しようとするものであります。

議案第 120 号、令和 3 年度一関市一般会計補正予算（第 9 号）につきましては、先ほど説明いたしました、市長、副市長、教育長並びに一般職の職員の給与改定等に伴う給与費の減額、並びに暖房費助成金交付事業費、女性活躍推進事業費、若者活躍推進事業費の追加など所要の補正をしようとするものであります。

次に、議案第 121 号、一関市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてにつきましては、一般の職員による酒気帯び運転事案の発生を受けて、市長の給料を減額しようとするものであります。

説明は以上であります。

よろしく願いいたします。

委員長：質疑を行います。

岡田委員。

岡田委員：過日の議会運営委員会で、議会のほうの報酬の関係で発議を上げるということになっていましたが、今の説明の中には入っていないのですか。

委員長：佐々木事務局長。

事務局長：今の説明については市長提案の部分になります。

議員提案については (2) となりますので、よろしく願いします。

委員長：そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 : 以上で、質疑を終わります。  
次に、2の審議要領について、事務局から説明願います。  
佐々木事務局長。

事務局長 : 2の審議要領について御説明をいたします。  
3ページの議事日程(案)をごらんください。  
開会に引き続き、諸般の報告を行います。  
議事に入りまして、日程第1、会議録署名議員の指名であります。3番、那須勇議員、22番、武田ユキ子議員を指名いたします。  
日程第2、会議期間の決定であります。第89回11月臨時会議の会議期間は11月30日、1日間とします。  
次に、日程第3、報告第22号を議題とし報告を求めます。  
質疑を行い、採決は行いません。  
次に、日程第4、議案第118号及び日程第5、議案第119号の2件を一括議題とします。  
提案理由の説明及び補足説明を求め、質疑の後、委員会付託を省略し、討論を行い、採決は個別に行います。  
次に、日程第6、議案第120号を議題とし、提案理由の説明及び補足説明を求め、質疑の後、委員会付託を省略し、討論、採決を行います。  
次に、日程第7、議案第121号を議題とし、提案理由の説明を求め、質疑の後、委員会付託を省略し、討論、採決を行います。  
次に、日程第8、発委第9号を議題とし、提案理由の説明を求め、質疑、討論、採決を行います。  
以上が、議事日程の案でございます。  
審議要領については以上です。  
よろしく御協議をお願いいたします。

委員長 : これより質疑を行います。

(「なし」の声あり)

委員長 : 以上で、質疑を終わります。  
審議要領については、ただいまの説明のとおりとすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長：異議ありませんので、ただいまの説明のとおり運営することといたします。

次に、3のその他に入ります。

総務部長より発言の申し出がありますので、これを許します。

鈴木総務部長。

総務部長：ただいま資料を配付していただきましたが、ただいまの資料は市長専決条例でございます。

附則の一番下のところがございますけれども、令和2年9月25日の改正で、令和3年1月1日から施行している現時点での専決条例でございます。

この昨年9月25日時点での改正につきましては、通年議会導入に伴いまして、こちらから議会と当局で協議をさせていただき、こちらで案をお出しして、それに沿って改正していただいたものでございます。

本日、御説明と言いますか、お願いしたい案件でございますけれども、令和4年3月31日をもちまして、この資料にはございませんが、陸前高田市及び大船渡市営林組合が解散することに伴いまして、令和3年10月11日付で、岩手県市町村総合事務組合から同組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合同規約の一部変更に関する議決の依頼がありました。

こちらからお願いして改正していただいたものなのですが、この市長専決条例では、市が加入している一部事務組合に関し、専決処分できる事項としましては、この第2条の第10号、(10)と記載しているところでありますけれども、この第10号は、市が加入して組織する一部事務組合（一関地区広域行政組合を除く）または広域連合の規約の変更または構成市町村の増減に関することとなっておりますが、この市が加入している一部事務組合等に関して専決処分できる事項として、構成市町村の増減に関することと規定しておりますが、今回、岩手県総合事務組合において減少する団体は、市町村ではなくて一部事務組合でございますので、この市長専決条例の規定どおりに解釈しますと、今回の案件は、議会の議決が必要となるものであります。

ただ、昨年協議を申し上げまして、こちらから案をお示しした市長専決条例の改正の意図としましては、一関地区広域行政組合以外の市が加入している一部事務組合等の構成団体の増減、及び規約の変更につきまして、議会の議決を不要とするというような意図でございますので、この文言どおり市町村のみに限定するものでは、実はございませんでした。

仮に、市町村のみに限定した場合は、専決処分ができるのは、市町村合併によって市町村が減少するような場合などに限られるところであります。

しかしながら、今後も同様の議決依頼が想定されますことから、市長専決条例を改正していただきまして、専決処分することとしたいと考えております。

条例改正につきましては、今後、議員発議により議案を提案していただきたいと考えております。

昨年9月の条例改正の際に、こちらから示した案に沿って改正していただいたにもかかわらず、こちらからお示ししました案がちょっと不備であったということで、大変申しわけなくお詫びを申し上げるところでございますが、ぜひ、さらなるこの条例改正をお願いしたいと考えているところでございますので、どうぞよろしく願います。

委員長：休憩します。

(休憩 10：11～10：16)

委員長：再開します。

質疑を行います。

小野寺委員。

小野寺委員：当市だけの問題ではなくて、各構成市町村の問題でもあるわけですが、その辺は、他の市町村の動向については、どのように捉えているか伺います。

委員長：鈴木総務部長。

総務部長：通年議会を行っております県内の市町の一部事務組合の構成の関係の専決処分の規定でありますけれども、改正地方自治法によるものとよらないものがあって、委任している専決処分を規定しているものがあるのですけれども、それぞれ、ばらばらのところでございます。

先ほどお話ししましたように、当市と同じく、改正地方自治法によらないものとしている市では、こちら総務部のほうで参考にしたのですが、構成市町村の増減という文言になっておりまして、その中で、一部事務組合の増減も、その構成市町村の増減ということで読むというような運用を行っているようでございます。

また、その市以外のところでは、組織する地方公共団体の数の増減、地方公共団体ということですので、一部事務組合も入るものであります。

それから、やはり加入地方公共団体の数の増減とか、構成団体の増減などという専決条例になっているようでございます。

委員長：小野寺委員。

小野寺委員：何か、今の説明を聞くと、これはあえて改正しなくても引用で、解釈で、今のよう問題は解決可能だというように捉えてもいいのかどうか伺います。

委員長：鈴木総務部長。

総務部長：先ほども申し上げましたが、先進他市では、構成市町村の増減で読んでいるところもあるのですけれども、市長への専決の委任ですので、やはり厳密にここは規定していただいたほうがいいのかと今となっては思うところではございました。

委員長：小野寺委員。

小野寺委員：一部事務組合も市町村で構成する団体ですよ。

そういう意味でいうと、引用でも今までどおりと言うか、改正の趣旨の部分については可能ではないかというように思うわけですが、どうしてもという当局の考えであれば、そういう方法もあるのかなと、はっきりさせたほうがいいのかというような当局の考え方ということで、今回、話があったということで捉えていいのかどうか伺います。

委員長：鈴木総務部長。

総務部長：こちらでも今回改めて検討させていただいたところでもありますけれども、やはり他市で読んでいるというところもあるので、そのような運用でできないかということも検討はいたしました。繰り返しますけれども、市長への委任でございますので、文言上きちんとしていたほうが後々にも混乱がないのではないかとということで、改正していただきたいと考えたところであります。

委員長：岡田委員。

岡田委員：今、配付された資料の専決条例第2条第10号に当たる部分の変更ということなのでしょいか。

委員長：鈴木総務部長。

総務部長：そのとおりでございます。

この第10号の構成市町村の増減となっているところを、例えば構成団体なり、地方公共団体なりに改正していただきたいと考えて、地方公共団体の数というように改正していただきたいと、現時点で考えているところであります。

委員長：ほかにございませいか。

(「なし」の声あり)

委員長 : 以上で質疑を終わります。

それでは、ただいまの一部事務組合等を組織する地方公共団体の数の増減等の協議に関する専決処分については、ただいまの説明のとおり、議会運営委員会から市長専決条例の一部を改正する条例の制定について議案を提出するという事によってよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 : 異議ありませんので、さよう決しました。

案を作成しまして、次回の委員会で協議することといたします。

ほかに、委員の皆さんから何かございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 : なければ、以上で予定した案件の協議を終わりました。

鈴木総務部長にはお忙しいところ御出席いただき、ありがとうございました。

なお、本日の協議事項につきましては、各党派等へ持ち帰りの上、御報告をお願いいたします。

以上で、本日の委員会を終了いたします。

お疲れ様でした。

(閉会 午前 10 時 23 分)